

令和3年 第2回

津 軽 広 域 水 道 企 業 団 議 会 定 例 会

会 議 録

令和3年11月9日 開会

令和3年11月9日 閉会

津 軽 広 域 水 道 企 業 団

提出議案目録

- 議案第7号 専決処分の報告及び承認について（専決処分第1号）
- 議案第8号 令和3年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第9号 令和2年度津軽広域水道企業団水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 議案第10号 津軽広域水道企業団附属機関設置条例の一部を改正する条例案
- 議案第11号 津軽広域水道企業団監査委員の選任について

（以上 11月9日 提出）

令和3年第2回 津軽広域水道企業団議会定例会 議事日程

令和3年11月9日 午後4時 開議

第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 諸般の報告

第5 議案審議

議案第7号 専決処分の報告及び承認について（専決処分第1号）

議案第8号 令和3年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）

議案第9号 令和2年度津軽広域水道企業団水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第10号 津軽広域水道企業団附属機関設置条例の一部を改正する条例案

議案第11号 津軽広域水道企業団監査委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（7名）

1番	弘前市副市長	鎌田雅人	議員	6番	藤崎町長	平田博幸	議員
2番	黒石市長	高樋憲	議員	7番	田舎館村長	鈴木孝雄	議員
3番	五所川原市長	佐々木孝昌	議員	9番	鶴田町長	相川正光	議員
4番	平川市副市長	古川洋文	議員				

《欠席議員》（3名）

5番	青森市長	小野寺晃彦	議員	10番	つがる市副市長	今正行	議員
8番	板柳町長	成田誠	議員				

地方自治法第121条による出席者

企業長	櫻田宏	代表監査委員	菊地直光
副企業長	長尾忠行	監査委員	台丸谷績
副企業長	倉光弘昭		
事務局長	千葉亨	西北事業部長	三上恒寛
津軽浄水課長	山田章永	西北総務課長	杉野森登一
津軽工務課長	佐藤克嗣	西北工務課長	長内克孝
津軽浄水課参事	寺山富士義		

議会事務局出席職員

書記長	津軽総務課長	笹 広 人	書記	津軽総務課長補佐	古 山 潤
-----	--------	-------	----	----------	-------

職務のため出席した事務局職員

津軽工務課長補佐	藤 田 守 正	西北総務課長補佐	中 野 雅 仁
津軽総務課主幹	齊 藤 英 樹		

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
午後 4 時00分 開会

○議長（高樋憲議員） これより、令和3年第2回津軽広域水道企業団議会定例会を開会いたします。

前回の議会後に、議員の異動がありましたので、ご紹介申し上げます。

令和3年4月、つがる市副市長に就任されました今正行氏が議員に就任されました。
(今議員欠席)

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員） ただいまの出席議員は7名で、定足数に達しております。よって、これより会議を開きます。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員） 日程第1、「議席の指定」を行います。

今回就任いたしました、今議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、10番に指定いたします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員） 日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

1番鎌田雅人議員、3番佐々木孝昌議員を指名いたします。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員） 日程第3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日一日としたいと存じます。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日と決定いたしました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————
○議長（高樋憲議員） 日程第4「諸般の報告」をいたさせます。

○書記長（笹広人） （朗読）

諸般の報告

- 一 企業長提出議案 議案第7号から議案第11号の以上5件
- 一 企業長報告 報告第1号から報告第3号の以上3件

一 監査報告 津広水監発第2号及び津広水監発第3号の以上2件

以上

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、諸般の報告は終わりました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長（高樋憲議員） 日程第5、議案第7号から議案第11号までの以上5件を一括議題とし、理事者より提案理由の説明を求めます。企業長。

○企業長（櫻田宏） 本日招集いたしました令和3年第2回津軽広域水道企業団議会定例会に提出いたしました議案について、その概要をご説明申し上げます。

議案第7号は、「専決処分の報告及び承認について」であります。

内容は、企業団が加入しております青森県市町村総合事務組合の規約の変更などであり、事務処理上、急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき処分したものであります。

議案第8号は、令和3年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）であります。

内容は、津軽事業部水道用水供給事業の当初予算第1章第5条に定めた継続費No.2浄水池耐震化・補修事業の総額及び年割額を補正するものであります。

議案第9号は、令和2年度津軽広域水道企業団水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

初めに、地方公営企業法第32条第2項に基づく令和2年度の利益の処分について、津軽事業部水道用水供給事業においては、2億9588万1941円を資本金に組み入れし、6億1269万1964円を減債積立金に積み立てしようとするものであります。

また、西北事業部水道事業においては、3851万2149円を資本金に組み入れし、575万1473円を減債積立金に積み立てしようとするものであります。

続きまして、令和2年度決算の概要についてご説明いたします。

初めに、津軽事業部水道用水供給事業について、ご説明申し上げます。

用水供給の状況についてであります。年間用水供給量は、2129万851立方メートルで、前年度との比較では、36万4529立方メートル、1.68パーセントの減となっております。

次に、収益的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

収入決算額24億9275万1330円に対し、支出決算額は、18億6320万4857円となっており、消費税抜き後の額で、6億1269万1964円の当年度純利益が生じております。

引き続き、資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

収入決算額6億9836万9750円に対し、支出決算額は、13億8773万3804円となっており、収支差し引きの不足額6億8936万4054円は、過年度分損益勘定留保資金等をもって、補

てんをいたしております。

次に、西北事業部水道事業について、ご説明申し上げます。

令和2年度における給水の状況についてであります。年度末における給水戸数は1万3661戸、給水人口は2万8639人で、これに対する有収水量は266万5954立方メートルで、前年度との比較では、0.25パーセントの減となっております。

次に、収益的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

収入決算額10億1188万6330円に対し、支出決算額は、8億6229万9131円となっており、消費税抜き後の額で、5075万1473円の当年度純利益が生じております。

引き続き、資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

収入決算額31億6454万651円に対し、支出決算額は、37億824万1622円となっており、収支差し引きの不足額5億4370万971円は、過年度分損益勘定留保資金等をもって、補てんをいたしております。

議案第10号は、津軽広域水道企業団附属機関設置条例の一部を改正する条例案についてであります。

内容は、対象業務について、企画内容や業務遂行能力が最も優れた者を審査する機関として、津軽広域水道企業団プロポーザル審査委員会を設置する必要があるため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第11号は、津軽広域水道企業団監査委員の選任についてであります。

企業団規約第10条第1項の規定により、監査委員の定数を2名と定めておりますが、そのうち、長谷川監査委員から10月31日付けをもって辞職したい旨の辞職願いが8月24日に提出され、これを承認いたしました。

つきましては、つがる市の監査委員であります、台丸谷績氏を適任と認め選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

以上が、本日提出いたしました議案の概要であります。西北事業部経営協議会の開催状況報告につきましては、西北担当副企業長より、また、議案の詳細につきましては、事務局より補足説明いたさせますので、十分にご審議の上、原案どおり御議決くださるようお願いいたします。

以上であります。

○議長（高樋憲議員） 倉光副企業長。

○副企業長（倉光弘昭） 西北事業部経営協議会の開催状況につきまして、ご報告いたします。

本定例会に、企業長が提案いたしております議案うち、西北事業部水道事業に係わる部分につきましては、去る10月25日に西北事業部経営協議会を開催いたしまして、十分なる審議を経ているものでございます。

なにとぞ、慎重ご審議のうえ、原案のとおり、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。西北事業部経営協議会の開催状況報告といたします。

以上でございます。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、提案理由の説明は終わりました。これより、審議を進めます。

初めに、議案第7号「専決処分の報告及び承認について」を審議いたします。事務局より補足説明があります。事務局長。

○事務局長（千葉亨） 議案第7号について補足説明を申し上げます。

当企業団が加入しております、青森県市町村総合事務組合の構成団体である、十和田地区食肉処理事務組合が令和3年6月30日をもって解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約を変更する必要が生じ、事務処理上急を要したため専決処分したものであります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第7号は、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第8号「令和3年度津軽広域水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）」について審議いたします。

事務局より補足説明があります。事務局長。

○事務局長（千葉亨） 議案第8号について補足説明を申し上げます。

当初予算で定めたNo.2浄水池耐震化・補修事業は、今年10月に完成したNo.1浄水池耐震化・補修事業と同様に、耐震補強と防食塗装の塗り替えを行う事業として、令和

3年度から令和5年度の期間で継続費に計上したものであります。

No.1 浄水池の塗装からアスベストが検出されており、同じ塗装材料を使用している、No.2 浄水池においてもアスベスト対策が必要であること、塗装工事における想定以上の結露対策として、換気等の仮設備の増強や設置日数の延長が必要なことなどから、第1款用水供給事業費用第1項営業費用を4463万8000円、第1款資本的支出第1項建設改良費を337万7000円、合計4801万5000円を増額し、あわせて年割額を補正するものであります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第8号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第9号「令和2年度津軽広域水道企業団水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を審議いたします。事務局より補足説明があります。事務局長。

○事務局長（千葉亨） 議案第9号について補足説明を申し上げます。

議案第9号は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、利益の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定に基づき、決算を議会の認定に付するものであります。

私からは、第1章津軽事業部水道用水供給事業について補足説明を申し上げます。

初めに、利益の処分についてご説明いたしますので、お手元に配布しております令和2年度津軽広域水道企業団水道事業会計決算書の7頁をお開き願います。

令和2年度末の未処分利益剰余金9億857万3905円のうち、減債積立金として使用した2億9588万1941円を資本金に組み入れし、令和2年度の純利益である6億1269万1964円を、企業債の償還にあてるため、減債積立金に積み立てしようとするものであります。

続きまして、決算の概要についてご説明いたしますので、決算書の1頁・2頁をお開きください。

収益的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

初めに、上の表の収入の第1款用水供給事業収益は、決算額24億9275万1330円となり、予算額に比べ139万2670円の減となりました。

内容は、営業収益では、供給水量が22万3051立法メートルの増となり、488万3241円の増となっておりますが、営業外収益では、売電による収入が787万633円の増となったものの、長期前受金戻入が1151万5890円の減となるなど、合計では627万5911円の減となったものであります。

次に下の表の支出についてご説明申し上げます。

第1款用水供給事業費用は、決算額18億6320万4857円となり、不用額は2億4215万9043円となりました。

不用額の主なものは、異臭味対策として計上した委託料、薬品費のほか、修繕費などであります。

決算書の5頁、損益計算書をお開き願います。

以上の収益的収支において、下から3行目にありますとおり、税抜き後の当年度純利益は、6億1269万1964円となっております。

決算書の3頁・4頁をお開きください。

資本的収入及び支出について、ご説明申し上げます。

初めに、上の表の収入の第1款資本的収入は、決算額6億9836万9750円となり、予算額に比べ3億3466万4250円の減となりました。

減となった内訳は、第1項の企業債で1600万円、第2項の工事負担金で1億2129万4250円、第3項の投資有価証券売却収入で1億9737万円でありました。

次に、下の表の支出の第1款資本的支出は、決算額13億8773万3804円となり、不用額は2億5067万9773円となりました。

不用額の主なものは、西北事業部への送水に係る工事請負費のほか委託料などあります。

以上のことから、表の欄外に記載しておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額6億8936万4054円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1684万1079円、減債積立金2億9588万1941円及び過年度分損益勘定留保資金3億7664万1034円をもって補てんしております。

以上で、第1章津軽事業部水道用水供給事業の補足説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 西北事業部長。

○西北事業部長（三上恒寛） 議案第9号第2章西北事業部水道事業について、補足説明いたします。

初めに、利益の処分についてであります。決算書の32ページをお開き願います。

令和2年度の剰余金の処分については、表の右端に記載しております、未処分利益剰余金8926万3622円のうち、減債積立金として使用した額3851万2149円を資本金へ組み入れ、当年度純利益5075万1473円を企業債償還のために減債積立金へ積立てしようとするものであります。

続きまして、決算についてご説明いたします。27ページにお戻りください。

初めに、(1)収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入の第1款水道事業収益は、決算額が10億1188万6330円となり、予算額に比べ、624万2670円の減となりました。

減となりました主なものは、消費税及び地方消費税還付金であります。

次に、支出の第1款水道事業費用は、決算額が8億6229万9131円となり、不用額は4944万1869円となりました。

不用額となりました主なものは、給与費・委託料・減価償却費であります。

続きまして、(2)資本的収入及び支出についてご説明いたします。29ページをご覧ください。

収入の第1款資本的収入は、決算額が31億6454万651円となり、予算額に比べ、8834万8349円の減となりました。

減となりました主なものは、用水受水に必要な津軽事業部施設改良事業費の財源である出資金であります。

次に、支出の第1款資本的支出は、決算額が37億824万1622円となり、不用額は、1億2466万6378円となりました。

不用額となりました主なものは、用水受水の施設利用権であります。

これにより、表の下に記載しております資本的収入額が資本的支出額に不足する額5億4370万971円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9710万7906円、減債積立金3851万2149円及び、過年度分損益勘定留保資金4億808万916円をもって補てんしております。

続きまして、事業内容の報告をいたします。35ページをお開き願います。

アの給水の状況ですが、令和2年度末の給水戸数は、1万3661戸、給水人口は、2万8639人で、普及率は86.62パーセントとなっております。

有収水量は、266万5954立方メートルで、有収率は78.05パーセントとなっております。

次に、イの建設事業の状況ですが、(ア)の水道施設建設事業では、事業費20億1187万6663円をもって、124.9メートルの送水管と1455.39メートルの排泥管を布設したほか、市浦増圧ポンプ場、西北流量計室などを建設いたしました。

(イ) の水道施設建設改良事業では、事業費13億8148万1060円をもって、つがる市と五所川原市の配水管を布設替えしたほか、用水受水のための施設利用権として、6億6973万9750円を負担しました。

最後に、ウの経営収支の状況ですが、収益的収支では、税抜きの収入総額8億8561万1961円に対し、支出総額は、8億3486万488円となり、収支差し引きで、5075万1473円の当年度純利益が生じました。

以上で、説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第9号は、原案のとおり可決及び認定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決及び認定されました。

続きまして、議案第10号「津軽広域水道企業団附属機関設置条例の一部を改正する条例案」について審議いたします。事務局より補足説明があります。西北事業部長。

○西北事業部長（三上恒寛） 議案第10号について、補足説明いたします。

西北事業部では、令和4年度より水道料金収納等、関係事務を委託する予定であります。

当該業務は、価格のみによる競争では、目的が達成できない業務であり、この業務について、契約を締結するに当たり、ふさわしい業者を選定するため、企画力・技術力・創造力・専門性及び実績その他の事項について審査する機関として津軽広域水道企業団プロポーザル審査委員会を設置する必要があるため、所要の改正をしようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（高樋憲議員） 以上をもって、事務局からの補足説明は終わりました。

本案について、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高樋憲議員） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高樋憲議員) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第10号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高樋憲議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第11号「津軽広域水道企業団監査委員の選任について」を議題といたします。本案について、ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高樋憲議員) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高樋憲議員) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第11号は、原案に同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高樋憲議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案に同意することに決しました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

～監査委員被選任者(台丸谷績氏) 入場、着席する。～

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長(高樋憲議員) 議案第11号は、原案に同意することに決しましたので、台丸谷績氏からご挨拶をお願いいたします。

○監査委員(台丸谷績) ただいま監査委員に選任されまして誠にありがとうございます。つきましては、今後、職務の重要性を強く認識いたしまして、誠心誠意、また一生懸命職責を果たせるように頑張りたいと思います。ひとつよろしくをお願いいたします。

○議長(高樋憲議員) ありがとうございました。

————— ◇ ——— ◇ ——— ◇ —————

○議長(高樋憲議員) 以上をもって、本定例会に付議された案件は、終了いたしました。よって、会議を閉じます。

企業長から、ご挨拶があります。企業長。

○企業長(櫻田宏) 令和3年第2回津軽広域水道企業団議会定例会の閉会にあたり、

ごあいさつを申し上げます。

本定例会におきましては、令和2年度決算の認定、監査委員の選任など、提出いたしました各議案について、慎重なご審議を賜り、本日ここに全議案議了、ご決定をいただきました。誠にありがとうございました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、さまざまな分野でたいへん厳しい状況となっておりますが、ワクチン接種も進み、各地で祭りやイベントも行われるようになってきました。

しかし、まだまだ予断を許さない状況であると思っておりますので、議員の皆様には、くれぐれも健康に御留意され、一層の御活躍を祈念申し上げまして、閉会に当たってのあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（高樋憲議員） これをもちまして、令和3年第2回津軽広域水道企業団議会議定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

午後4時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

津軽広域水道企業団議会

議 長 高 樋 憲

(黒石市長)

署名議員 鎌田雅人

(弘前市副市長)

署名議員 佐々木孝昌

(五所川原市長)
